



第35回全国健康福祉祭えひめ大会

ねんりんピック えがお 愛顔のえひめ2023

ねんりんを 重ねた愛顔 伊予に咲く

令和5年10月28日(土)~31日(火)

えがお
ねんりんピック愛顔のえひめ2023

鬼北町実行委員会

設立総会・第1回総会



日時 令和4年4月27日(水)午後2時

場所 鬼北総合公園多目的室

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会

設立総会・第1回総会次第

1 開会

2 あいさつ 鬼北町長 兵頭 誠亀

3 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

4 議事

- (1) 第1号議案 ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会の設立について
- (2) 第2号議案 ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則（案）について
- (3) 第3号議案 ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会事務局規程（案）について
- (4) 第4号議案 令和4年度事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和4年度収支予算（案）について
- (6) 第6号議案 ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会運営委員会への委任事項（案）について
- (7) 第7号議案 ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町交流大会開催準備事業補助金交付要綱（案）について

5 閉会

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会

設立総会・第1回総会目次

○全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○議事

第1号議案 ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023
鬼北町実行委員会の設立について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2号議案 ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023
鬼北町実行委員会会則（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3号議案 ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023
鬼北町実行委員会事務局規程（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4号議案 令和4年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5号議案 令和4年度収支予算（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第6号議案 ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023
鬼北町実行委員会運営委員会への委任事項（案）について・・・・・・・・ 25

第7号議案 ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023
鬼北町交流大会開催準備事業補助金交付要綱（案）について・・・・・・・・ 30

【参考資料】

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023基本構想

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

1 目的

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催

厚生労働省、開催地都道府県、一般財団法人長寿社会開発センター

3 共催

スポーツ庁

4 参加者

祭典の主たる参加者は60歳以上の者とするが、世代間交流等にも積極的に配慮する。

5 事業の内容

(1) 健康関連イベント

スポーツ交流大会、ニュースポーツの紹介、健康フェア等

(2) 福祉・生きがい関連イベント

文化交流大会、美術展、地域文化伝承館等

(3) 健康、福祉、生きがい共通イベント

シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ふれあい広場等

6 開催状況

全国健康福祉祭は、厚生省創立 50 周年を記念して昭和 63 年（1988 年）に第 1 回大会が開催されて以来、毎年、都道府県持ち回りで開催されている。

大会名称	テーマ及び会期	延べ参加 人 員
第 1 回 ひょうご大会	いのち輝く 長寿社会 昭和 63 年 10 月 30 日（日）～11 月 2 日（水）	8 万人
第 2 回 おおいだ大会	健やか人生 きらめく生命 平成元年 11 月 3 日（金）～11 月 6 日（月）	18 万人
第 3 回 びわこ大会	輝く長寿 あなたとともに 平成 2 年 9 月 29 日（土）～10 月 2 日（火）	23 万人
第 4 回 いわて大会	ささえる長寿 あなたが主役 平成 3 年 9 月 21 日（土）～9 月 24 日（火）	27 万人
第 5 回 やまなし大会	健やかに 伸びやかに 晴れやかに 平成 4 年 10 月 31 日（土）～11 月 3 日（火）	30 万人
第 6 回 京都大会	健康 ふれあい いきいき長寿 平成 5 年 10 月 2 日（土）～10 月 5 日（火）	46 万人
第 7 回 かがわ大会	健康発 長寿行 オリーブ色の風に乗り 平成 6 年 10 月 22 日（土）～10 月 25 日（火）	55 万人
第 8 回 島根大会	ひろげよう 神話の里から 長寿の輪 平成 7 年 10 月 21 日（土）～10 月 24 日（火）	33 万人
第 9 回 みやぎ大会	太陽の国 ひらく長寿の 夢ページ 平成 8 年 11 月 9 日（土）～11 月 12 日（火）	43 万人
第 10 回 山形大会	すてきに輝け ねんりん青春 平成 9 年 9 月 20 日（土）～9 月 23 日（火）	52 万人
第 11 回 愛知・名古屋大会	年の輪 人の輪 元気の輪 平成 10 年 10 月 31 日（土）～11 月 3 日（火）	70 万人
第 12 回 ふくい大会	ねんりんの パワーを生かす 新時代 平成 11 年 10 月 9 日（土）～10 月 12 日（火）	46 万人
第 13 回 大阪大会	なにわから 未来にかける 長寿の橋 平成 12 年 11 月 3 日（祝）～11 月 6 日（月）	70 万人
第 14 回 広島大会	あなたの笑顔にあいたいけん 平成 13 年 10 月 6 日（土）～10 月 9 日（火）	61 万人
第 15 回 ふくしま大会	ほんとうの空に輝け ねんりんの輪 平成 14 年 10 月 19 日（土）～10 月 22 日（火）	51 万人
第 16 回 徳島大会	ねんりんの 渦よ 輪になれ 踊り出せ 平成 15 年 10 月 18 日（土）～10 月 21 日（火）	44 万人
第 17 回 群馬大会	ぐんま発の応援歌 平成 16 年 10 月 16 日（土）～10 月 19 日（火）	50 万人

大会名称	テーマ及び会期	延べ参加 人 員
第18回 ふくおか大会	長寿の話 ひろげて人の輪 アジアの和 平成17年11月12日（土）～11月15日（火）	54万人
第19回 しずおか大会	奏でよう ふじのくにかから 健康賛歌 平成18年10月28日（土）～10月31日（火）	57万人
第20回 いばらき大会	さわやかな 長寿の風を 茨城に 平成19年11月10日（土）～11月13日（火）	48万人
第21回 かごしま大会	かごしまで 元気・ふれ合い・ゆめ噴火 平成20年10月25日（土）～10月28日（火）	54万人
第22回 北海道・札幌大会	ねんりに 夢を大志を 青春を 平成21年9月5日（土）～9月8日（火）	54万人
第23回 いしかわ大会	光る汗！ 輝くいしかわ 笑顔の輪 平成22年10月9日（土）～10月12日（火）	54万人
第24回 くまもと大会	火の国に 燃えろ！ねんりん 夢・未来 平成23年10月15日（土）～10月18日（火）	55万人
第25回 宮城・仙台大会	伊達の地に 実れ！ねんりん いきいきと 平成24年10月13日（土）～10月16日（火）	51万人
第26回 こうち大会	長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流 平成25年10月26日（土）～10月29日（火）	40万人
第27回 とちぎ大会	咲かせよう！ 長寿の花を 栃木路で 平成26年10月4日（土）～10月7日（火）	41万人
第28回 やまぐち大会	おいでませ！ 元気な笑顔 ゆめ舞台 平成27年10月17日（土）～10月20日（火）	54万人
第29回 ながさき大会	長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい 平成28年10月15日（土）～10月18日（火）	55万人
第30回 あきた大会	秋田からつながれ！つらなれ！長寿の輪 平成29年9月9日（土）～9月12日（火）	52万人
第31回 とやま大会	夢つなぐ 長寿のかがやき 富山から 平成30年11月3日（土）～11月6日（火）	55万人
第32回 和歌山大会	あふれる情熱 はじける笑顔 令和元年11月9日（土）～11月12日（火）	56万人
第33回 ぎふ大会【中止】	清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪 令和3年10月30日（土）～11月2日（火）	—
第34回 神奈川・横浜・川崎・相模原大会	神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔 ～未病改善でスマイル100歳～ 令和4年11月12日（土）～11月15日（火）	—
第35回 えひめ大会	ねんりんを 重ねた愛顔 伊予に咲く 令和5年10月28日（土）～10月31日（火）	—
第36回 鳥取大会	令和6年開催（会期未定）	—

全国健康福祉祭開催要綱

厚生省発政第 22 号
昭和 62 年 10 月 17 日

一部改正 老発 1214 第 1 号
27 ス庁第 212 号
平成 27 年 12 月 14 日

1 目的

全国健康福祉祭（以下「祭典」という。）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催等

- (1) 祭典の主催者は、厚生労働省、各開催地都道府県及び（財）長寿社会開発センター（以下「長寿センター」という。）とし、催しの内容によっては各会場地市町村を含めることができる。
- (2) 祭典の共催者は、スポーツ庁とする。
- (3) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

4 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する。

5 開催期間

祭典の開催期間は、原則として1週間以内とする。但し、開催地の会場確保等の事情からこれによることが困難な場合には、弾力的に運用することは、差し支えない。

6 参加者

祭典の主たる参加者は、60歳以上の者とする。
但し、世代交流等にも積極的に配慮するものとする。

7 事業の内容等

- (1) 祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び関係団体、民間企業等が実施する協賛事業とする。
- (2) 祭典の事業は、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント及び健康・福祉・生きがい共通イベントにより構成するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

①健康関連イベント

ア 高齢者を対象とする高齢者健康スポーツ祭を行う。

(ア) 種目の選定、運営方法等の面で、競技性の強い種目や瞬発力を要するものはできるだけ避けること。

(イ) 勝敗や優劣より、高齢者が幅広く参加できることや楽しさに重点を置くこ

と。

(ウ) 高齢者の身体的状況を十分勘案すること等の面に配慮を行うとともに、高齢者の健康の保持・増進に資するスポーツの紹介等に努めるものとする。

また、実施種目は、概ね開催1年前までに決定することとする。

イ 健康度チェック（血圧、脈拍、体力測定等）及び健康相談コーナーを設ける。

この場合、主たる参加者が高齢者であることにかんがみ、高齢者健康スポーツ祭実施時における参加者の健康管理への配慮とともに、スポーツと健康増進、各種運動と医学上の注意点等についての啓発も兼ねるように配慮するものとする。

ウ 食品・栄養に関する催しを行う。

②福祉・生きがい関連イベント

ア 高齢者作品展を行う。

この場合、高齢者の長年にわたる知恵や経験を積極的に引き出し、広めていけるよう配慮するものとする。

イ 上記のほか、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図るための催しを積極的に行う。

この場合、高齢者がそれぞれの身体的・社会的条件に応じ、積極的に社会参加し、生きがいを高めていけるようにするための環境づくりに資するよう、各種行政施策・民間サービスの紹介、世代間及び地域間の交流等の面に配慮するものとする。

③健康、福祉・生きがい共通イベント

ア 健康、福祉・生きがいをテーマとするシンポジウムを行う。

なお、健康及び福祉・生きがいをテーマとする学会を併せて行うことが望ましい。

イ 健康及び福祉・生きがいをテーマとする各種展示を行う。

ウ 健康福祉機器展を行う。

この場合、高齢者の利用に資する優良な各種機器の展示、最新の技術・情報の紹介等に配慮するものとする。

8 祭典の標章

(1) 祭典のイメージの形成・定着を図るため標章を定める。

(2) 標章の使用に関しては、別に定めるところによる。

9 参加者の募集・選定

(1) 厚生労働省及び開催地都道府県は協議のうえ、各都道府県・指定都市ごとの参加者数の目安を決定し、通知する。

(2) 各都道府県・指定都市は、上記(1)の参加者数の目安を勘案し、参加者の募集・選定を行い、開催地都道府県に通知する。

10 参加料等

祭典の運営経費に充てるため、必要に応じ、参加料を徴することができる。

11 実施要綱

(1) 祭典の実施要綱は、本開催要綱に添い、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省および長寿センターと協議してこれを決定する。

(2) 開催地都道府県は、実施要綱を決定したときは、遅延なくスポーツ庁に通知するものとする。

ねんりんピック2019（令和元年度）和歌山大会の様子

開始式（ペタンク競技）



競技会場（ペタンク競技）



交流大会（ペタンク競技）



ねんりんピック2019（令和元年度）和歌山大会の様子

健康づくり教室ブース（ペタンク競技）



物産品販売ブース（ペタンク競技）



駐車場（ペタンク競技）



第1号議案

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会の設立について

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会の設立について承認を求めます。

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会の設立について

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023）において、鬼北町で実施する種目の交流大会及びその他関連イベントを開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、「ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会」を設立する。

第2号議案

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則（案）
について

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則（案）について
承認を求めます。

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則

(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 大会開催に係る総合的な計画に関すること。
- (2) 健康関連イベント等の企画及び運営に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、鬼北町長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関又は関係団体の代表者並びに役職員
 - (2) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 2名以内
 - (2) 委員 30名以内
 - (3) 監事 2名以内
- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
 - 3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 委員は、実行委員会の運営のために必要な事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員が就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会開催に係る総合的な計画に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 運営委員会に委任する事項に関すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席を必要とする。

5 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任するか、又は書面をもって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員長は、鬼北町副町長をもって充てる。

3 運営委員は、会長が実行委員の関連する団体の長若しくは関連する団体の事務担当者等から委嘱する。

4 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集し、運営委員長がその議長となる。

5 運営委員会は、次に掲げる事項について審議及び決定し、次の総会に報告するものとする。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項に関する事。
 - (3) 競技委員会に委任する事項に関する事。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。
- 6 前条第4項から第7項までの規定は、運営委員会の会議について準用する。
(競技委員会)

第11条 競技委員会は、競技委員長及び競技委員をもって構成する。

- 2 競技委員長は、競技主管団体長をもって充てる。
- 3 競技委員は、会長が競技主管団体の役職員及び競技主管団体に加盟する団体の長若しくは加盟する団体の役職員等から委嘱する。
- 4 競技委員会は、必要に応じて競技委員長が招集し、競技委員長がその議長となる。
- 5 競技委員会は、次に掲げる事項について審議及び決定し、次の運営委員会に報告するものとする。
 - (1) 大会開催に係る競技規則、競技方法、競技運営等の事項に関する事。
 - (2) その他会長が必要と認める事項に関する事。
- 6 第9条第4項から第7項までの規定は、競技委員会の会議について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会及び運営委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易な事項については、その議決すべき事項について、専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、鬼北町保健介護課に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
(費用弁償)

- 第15条 委員のうち会長が必要と認める者に対し、費用弁償を支給することができる。
- 2 前項の規定により支給する額は、鬼北町の例による。ただし、会務のために旅行した旅費に限るものとする。
(監査)

第16条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決により解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産の処分については、鬼北町において決定する。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和4年4月27日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。

第2号議案関連

**ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会委員及び
役員等の委嘱について**

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会委員及び役員は別紙
委員名簿のとおり。

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会

委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	区分	機関・団体等名	役職等名	実行委員会	氏名	備考
1	町関係	鬼北町	町長	会長	兵頭 誠亀	
2		鬼北町	副町長	副会長	井上 建司	
3		鬼北町	教育長	副会長	松浦 秀樹	
4	町議会関係	鬼北町議会	議長	委員	芝 照雄	
5	福祉関係	鬼北町社会福祉協議会	会長	委員	渡邊 邦夫	
6		鬼北町老人クラブ連合会	会長	委員	井上 征廣	
7	スポーツ関係	愛媛県ペタंक連盟	会長	委員	中野 健一	
8		日吉ペタंक連盟	会長	委員	葛本 明美	
9		鬼北町スポーツ協会	会長	委員	岩本 涉	
10		鬼北町スポーツ推進委員会	委員長	委員	善家 哲也	
11	教育関係	鬼北町小中学校校長会	会長	委員	芝 敦司	
12	社会教育関係	鬼北町連合婦人会	会長	委員	松田八重子	
13		鬼北町公民館連絡協議会	会長	委員	松浦 幹生	
14	商工経済関係	鬼北町商工会	会長	委員	高田 哲也	
15	医療衛生関係	宇和島医師会	副会長	委員	大野 建文	
16	交通防災関係	宇和島警察署鬼北交番	所長	委員	富田 優一	
17		宇和島地区広域事務組合鬼北消防署	署長	委員	松坂 達男	
18	各種団体	鬼北町女性団体連絡協議会	会長	委員	清家 千代	
19	自治会関係	近永地区区長会	会長	委員	浦瀬 孝之	
20	行政関係	鬼北町企画振興課	課長	委員	小川 秀樹	商工・観光
21		鬼北町総務財政課	課長	委員	水野 博光	総務・交通
22		鬼北町危機管理課	課長	委員	芝 達雄	防災
23		鬼北町町民生活課	課長	委員	善家 直邦	社会福祉
24		鬼北町教育課	課長	委員	谷口 浩司	スポーツ・教育
25	監事	鬼北町代表監査委員	監査委員	監事	田中 清志	
26		鬼北町出納室(会計管理者)	室長	監事	古谷 忠志	

区分	機関・団体等名	役職等名	実行委員会	氏名	備考
事務局	鬼北町保健介護課	課長	事務局長	那須 周造	ねんりんピック推進室長
	鬼北町保健介護課	課長補佐	事務局	清水 和久	ねんりんピック推進室長補佐
	鬼北町保健介護課	課長補佐	事務局	谷口 美穂	保健係長
	鬼北町保健介護課	担当	事務局	高田 賢三	ねんりんピック推進係長

第3号議案

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会事務局規
程（案）について

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会事務局規程（案）に
ついて承認を求めます。

ねりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会事務局規程

(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、ねりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則（以下「会則」という。）第13条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、鬼北町保健介護課（鬼北町大字近永800番地1）に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局が、所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び運営委員会に関すること。
- (2) 庶務に関すること。
- (3) 事務局の組織及び予算、決算その他の財務に関すること。
- (4) 広報活動に関すること。
- (5) 競技主管団体及びその他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の運営に関すること。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局員

2 前項の職員は、別表第1に掲げる鬼北町職員をもって充てる。ただし、実行委員会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の職務を統括し、並びに金銭の出納及び保管に関する事務を行う。

2 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(出納員)

第6条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(専決事項)

第7条 会長の権限に属する事務について、事務局長が決裁（以下「専決」という。）できる事項は、次のとおりとする。ただし、重要な事項及び異例又は疑義のある事項については、専決することができない。

- (1) 事務局職員の担当事務を決定すること。
- (2) 簡易な文書の收受及び発出に関すること。

- (3) 関係団体との調整に関すること。
- (4) 現金その他の財産を管理すること。
- (5) 予算を流用すること。

2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、鬼北町事務決裁規程(平成17年訓令第11号)により専決することができる。

3 前項の規定に基づいてなされた専決は、会長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(文書)

第8条 文書には、「ねんりん鬼北」の文書記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長

(文書の保存)

第9条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第18条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を鬼北町へ引き継ぐものとする。

3 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いについては、鬼北町文書取扱規程(平成17年訓令第12号)の例による。

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の種類、書体、寸法、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める公印の管理は、事務局長が行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、鬼北町公印規程(平成17年鬼北町訓令第14号)の例による。

(旅費及び費用弁償)

第11条 事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、鬼北町職員等の旅費に関する条例(平成17年鬼北町条例第50号)の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(平成17年鬼北町条例第42号)の例による。

(予算)

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出

しなければならない。

2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(金融機関の指定)

第14条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、鬼北町会計規則（平成17年鬼北町規則第60号）の例による。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

実行委員会事務局の職員

事務局職名	職員としての職名
事務局長	鬼北町保健介護課長
事務局員	鬼北町保健介護課職員

別表第2（第10条関係）

実行委員会公印の種類

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	管理者	個数
ねんりんピック愛顔のえひめ 2023 鬼北町実行委員会会 長印	れい書体	27×27	会長名をもって発 する文書	事務局長	1
ねんりんピック愛顔のえひめ 2023 鬼北町実行委員会事 務局長印	れい書体	27×27	事務局長名をもつ て発する文書	事務局長	1

第4号議案

令和4年度事業計画（案）について

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則第9条第3項の
規定に基づき、令和4年度事業計画（案）について承認を求めます。

令和4年度事業計画（案）

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）における鬼北町開催種目であるペタンク交流大会の円滑な運営に向けて、愛媛県実行委員会及び関係団体等との密接な連携の下に次の事業を行う。

1 実行委員会の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 運営委員会の開催
- (3) 競技委員会の開催

2 ペタンク交流大会及び関連イベント等の開催準備

- (1) 大会実施計画の策定
交流大会及び関連イベント等の実施計画を策定する。
- (2) 種目別開催要領の策定
交流大会の詳細な日程・競技規則・競技方法・表彰基準等を策定する。

3 広報活動の実施

- (1) 鬼北町広報誌及びホームページ等への掲載
- (2) 各種イベント会場における広報活動の実施等

4 先催地調査の実施

- (1) 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ2022）視察
会 期：令和4年11月12日（土）～令和4年11月15日（火）
開催地：神奈川県大井町（ペタンク競技会場）他
- (2) 先催地（富山県、和歌山県、岐阜県）訪問・視察
会 期：令和4年8月頃（予定）
訪問先：先催ペタンク競技開催地（平成30年度：富山県南砺市、令和元年度：和歌山県岩出市、令和2，3年度【中止】：岐阜県養老町）

5 リハーサル大会の開催

日 程：令和4年11月6日（日）
会 場：鬼北総合公園多目的広場

6 関係機関・団体との連絡調整・連携

- (1) 愛媛県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体、その他関係団体等との連絡調整
- (3) 関係機関及び関係団体との連携

第5号議案

令和4年度収支予算（案）について

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則第9条第3項の
規定に基づき、令和4年度収支予算（案）について承認を求めます。

令和4年度ねりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会収支予算書(案)

収入の部

(単位：円)

大科目	中科目	小科目	摘要	金額
補助金				1,600,000
	県補助金			1,600,000
		愛媛県実行委員会補助金		1,600,000
負担金				8,496,000
	町負担金			8,496,000
		鬼北町実行委員会負担金		8,496,000
収入合計				10,096,000

支出の部

(単位：円)

大科目	中科目	小科目	摘要	金額
町実行委員会運営事業費				2,014,000
	旅費			1,288,000
		費用弁償	会議用、視察用	505,000
		普通旅費	視察用	783,000
	需用費			280,000
		消耗品費	事務用品等	226,000
		燃料費	視察用	43,000
		食糧費	会議用	11,000
	役務費			231,000
		通信運搬費	郵送料	231,000
	使用料及び賃借料			215,000
		使用料	視察用	67,000
		借上料	視察用	148,000
交流大会開催準備事業費				722,000
	需用費			722,000
		消耗品費	啓発用物品等	722,000
リハーサル大会実施事業費				6,860,000
	需用費			1,130,000
		消耗品費	おもてなし費、記念品代等	900,000
		食糧費	無料飲料代、役員弁当・飲料代	77,000
		印刷製本費	大会プログラム印刷代	143,000
		医薬材料費	医薬品代	10,000
	役務費			20,000
		手数料	検便検査料	10,000
		保険料	各種保険料	10,000
	委託料			5,639,000
		委託料	会場設営委託料	5,639,000
	使用料及び賃借料			71,000
		借上料	医療機器借上料等	71,000
競技主管団体準備事業費				500,000
	負担金補助及び交付金			500,000
		補助金	競技団体準備補助金	500,000
支出合計				10,096,000

第6号議案

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会運営委員会への委任事項（案）について

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会会則第9条第3項の規定に基づき、運営委員会への委任事項（案）について承認を求めます。

えがお
**ねんりんピック愛顔のえひめ2023 鬼北町実行委員会
運営委員会への委任事項（案）**

- 1 総務・企画に関すること
 - (1) 事務局に関すること
 - (2) 先催地の調査の実施に関すること
 - (3) リハーサル大会及び本大会実施に関すること

- 2 競技・式典に関すること
 - (1) 開催要領・プログラムに関すること
 - (2) 交流大会の開始式・閉会式に関すること

- 3 輸送・交通・警備・防災に関すること
 - (1) 県の輸送計画への協力に関すること
 - (2) 観客等の交通に関すること
 - (3) 会場等の警備・防災に関すること

- 4 医事・衛生に関すること
 - (1) 会場の救護所の設置に関すること

- 5 広報・町民参加活動・観光に関すること
 - (1) 広報・啓発の方法やPRグッズの作製に関すること
 - (2) 交流大会等のボランティアに関すること
 - (3) 町民参加のためのイベント等に関すること
 - (4) 来場者等への観光PRに関すること

- 6 健康づくり教室に関すること
 - (1) 健康づくり教室の実施に関すること

- 7 おもてなしイベントに関すること
 - (1) 選手・監督等へのおもてなしイベントに関すること

- 8 その他会務に必要なこと

**ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会運営委員
の委嘱について**

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会運営委員は別紙運営委員名簿のとおり。

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会

運営委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	区分	機関・団体等名	役職等名	運営委員会	氏名	備考
1	町関係	鬼北町	副町長	委員長	井上 建司	
2	福祉関係	鬼北町社会福祉協議会	事務局長	委員	坂本 隆大	
3		鬼北町老人クラブ連合会	事務局長	委員	松浦 博典	
4	スポーツ関係	愛媛県ペタンク連盟	事務局長	委員	中野 健一	
5		日吉ペタンク連盟	理事長	委員	宮本 芳春	
6		鬼北町スポーツ協会	事務局長	委員	武田 英喜	
7	商工経済関係	鬼北町商工会	事務局長	委員	金繁 博樹	
8	医療衛生関係	鬼北町保健推進協議会	会長	委員	芝 ふみ子	
9	交通防災関係	鬼北町消防団	団長	委員	渡辺 正弘	
10	行政関係	鬼北町企画振興課	課長	委員	小川 秀樹	広報・観光
11		鬼北町総務財政課	課長	委員	水野 博光	総務・企画
12		鬼北町危機管理課	課長	委員	芝 達雄	警備・防災
13		鬼北町教育課	課長	委員	谷口 浩司	競技・式典

区分	機関・団体等名	役職等名	運営委員会	氏名	備考
事務局	鬼北町保健介護課	課長	事務局長	那須 周造	ねんりんピック推進室長
	鬼北町保健介護課	課長補佐	事務局	清水 和久	ねんりんピック推進室長補佐
	鬼北町保健介護課	課長補佐	事務局	谷口 美穂	保健係長
	鬼北町保健介護課	担当	事務局	高田 賢三	ねんりんピック推進係長

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会組織図
(案)

ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会

実行委員会 (総会) 【常任委員会】	
<ul style="list-style-type: none"> ◇大会開催に係る総合的な計画 ◇会則の制定及び改廃 ◇事業計画及び予算 ◇事業報告及び決算 ◇運営委員会に委任する事項 ◇その他大会開催に係る重要な事項 	<p>[構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会 長 (1名) ○副会長 (2名) ○委 員 (21名) ○監 事 (2名)

委 任



報 告



運営委員会 【専門委員会】	
<ul style="list-style-type: none"> ◇実行委員会から委任された事項の審議・決定 ◇緊急事項の審議・決定等 <ul style="list-style-type: none"> ○総務・企画に関すること ○競技・式典に関すること ○輸送・交通・警備・防災に関すること ○医事・衛生に関すること ○広報・町民参加活動・観光に関すること ○健康づくり教室に関すること ○おもてなしイベントに関すること ○その他会務に必要なこと 	<p>[構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員長 (1名) ○委 員 (12名)

委 任



報 告



競技委員会 【専門委員会】	
<ul style="list-style-type: none"> ◇運営委員会から委任された事項の審議・決定 ◇緊急事項の審議・決定等 <ul style="list-style-type: none"> ○大会開催に係る競技全般の事項に関すること ○その他会務に必要なこと 	<p>[構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員長 (1名) ○委 員 (5名)

事務局 【庶務】	
鬼北町保健介護課 (鬼北町ねんりんピック推進室)	

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町交流大会競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案）について

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023）を開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、県の制定した令和4年度全国健康福祉祭えひめ大会開催準備事業補助金交付要綱に基づき、競技主管団体に対する準備事業補助金交付要綱（案）を定めることについて承認を求めます。

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023鬼北町交流大会競技主管団体準備事業補助金
交付要綱

(案)

(趣旨)

第1条 ねんりんピック愛顔のえひめ2023鬼北町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、鬼北町ペタンク交流大会の円滑な開催及び運営を図るため、競技主管団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、鬼北町補助金交付規則（平成17年鬼北町規則第57号）に準じるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 補助金交付の対象となる事業区分及び経費並びに補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項を修正して補助金交付の決定をすることができる。

3 会長は、第1項の規定により、補助金交付決定をする場合において、当該補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(決定の通知)

第5条 会長は、前条第1項の規定により補助金交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に補助金交付決定通知書（様式第2号）で通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第7条 会長は、補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は補助事業の遂行することができなくなったとき（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の取消し又は変更をした場合は、第5条の規定を準用する。

(計画変更に係る承認の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業対象の内容を変更する場合には、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に該当する軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助対象事業費又は経費の配分の変更であって、交付決定額の変更を伴わないもの
- (2) 決定額への影響が20%以内のもの

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指導監督)

第10条 会長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む)は、補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書等は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 会長は、第11条の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者対し、これを適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、会長が補助事業の性質上適当と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部

又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (4) この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の取り消しをする場合は、第5条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第17条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても同様とする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類及び証拠書類を備え、その他の関係書類を整備し、当該事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の対象		補助率及び補助限度額
事業区分	経費	
競技主管団体 準備事業	競技主管団体が実施する次の事業について、市町実行委員会が補助する場合において、当該補助に要する経費 (1) 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費 (2) 審判員等の養成に要する経費 (3) 市町実行委員会及び関係団体との連絡調整に要する経費 (4) その他交流大会の準備に要する経費	経費欄に掲げる経費の合計の10分の10以内とし、1競技主管団体につき、500,000円を限度とする。

備考

- 1 旅費に関しては、鬼北町職員等の旅費に関する条例（平成17年鬼北町条例第50号）により算出された額を上限とする。
- 2 食事（弁当）代は対象外とする。（ただし、審判員養成等に係る講師の昼食代を旅費に含まない場合は、対象とする。）
- 3 開催準備に関するものを対象とし、選手強化に関する費用は認めない。
- 4 その他、事業の実施に必要と認められる経費については、事前に実行委員会事務局と協議すること。



第35回全国健康福祉祭えひめ大会

ねんりんピツク

愛顔のえひめ2023

ねんりんを重ねた愛顔伊予に咲く

令和5年10月28日(土)～31日(火)